

2014年7月17日
株式会社みずほ銀行

法人向けインターネットバンキングにおける 預金等の不正な払戻し被害の補償に関する取り組みについて

株式会社みずほ銀行（頭取：林 信秀）は、インターネットバンキングの信頼性を高め、お客さまに安心してご利用いただくため、法人インターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻し被害に関する補償制度を制定いたします。

本取り組みは、2014年7月17日、一般社団法人全国銀行協会より公表されました「法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方」を踏まえ、当行独自の補償制度を制定するもので、詳細は、確定次第、別途ご案内させていただきます。

当行では、今後も、お客さまに安心してインターネットバンキングをご利用いただくため、一層のセキュリティ向上に努めてまいります。

お客さまにおかれましても、当行からご案内しております「振込のデータ作成者とデータ承認者を分けたうえで、データ作成者とデータ承認者と異なるパソコンを使用してサービスをご利用いただくこと」や「セキュリティ対策ソフト『Rapport』の導入」をはじめとする各種セキュリティ対策を実施していただきますようお願い申し上げます。

以上